

29 寄附行為改正に関する申請（昭和十三年八月）

（欄外注記1）

<p>案起 昭和十三年五月二十四日 主任（阿部印）</p>	<p>学務部長（関口印） 学務課長（久尾印）（大谷印）</p>	<p>進 達</p>	<p>寄附行為認可申請並証明書 下附願ニ関スル件 財団 中央大学 法人 右第三式經由印ヲ捺シ文部省 へ進達可然哉</p>
<p>案起 昭和十三年八月六日 主任（阿部印）</p>	<p>学務部長 学務課長（久尾印）（大谷印）</p>	<p>下 付</p>	<p>同上ニ対スル指令 東專四一五号 昭和十三年八月四日 認可 右第四式經由印ヲ捺シ上記学 校へ送付可然哉</p>

（欄外注記2）

東專四一五号

中央大学

昭和十三年五月十九日附申請寄附行為中変更ノ件認可ス

昭和十三年八月四日

文部大臣男爵 荒木貞夫

進 達 願

本財団法人寄附行為改正認可申請別紙主務省へ御進達相成度候

昭和十三年五月十九日

東京市神田区駿河台三丁目九番地

財団法人中央大学理事長 林 頼三郎 郎

東京府知事館 哲二殿

財団法人中央大学寄附行為改正認可申請

本法人寄附行為別紙ノ如ク改正致シ度候ニ付御認可相成度改正理由書、評議会決議録抄本、大正八年五月寄附行為第十八条、

右評議員補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者、財産目録相添へ此段及申請候也

昭和十三年五月十九日

財団法人中央大学理事

学長 林 頼三郎

文部大臣侯爵 木戸幸一殿

財団法人中央大学寄附行為

第一条 本法人ハ法律、政治、經濟、商業ニ関スル教育事業ヲ行フヲ以テ目的トス

第二条 前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ学校ヲ經營ス

一、中央大学

二、中央大学専門部

三、中央大学予科

四、中央大学商業学校

第三条 本法人ハ之ヲ財団法人中央大学ト称ス

第四条 本法人ノ事務所ハ之ヲ東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四ニ置ク

地ノ四ニ置ク

第五条 本法人ノ財産ハ寄附行為者ノ寄附財産、将来寄附ニ係ル財産、事業ノ經營ニ因リ生スル収入、雑収入並前記財産ヨリ生スル果実ヨリ成ル

リ生スル果実ヨリ成ル

第六条 前条ノ財産中別紙目録ニ掲ケタル財産ヲ基本財産（資産）ト為ス

産）ト為ス

将来基本財産トシテ寄附セラレタル財産、歳計剰余金又ハ其

ノ他ノ財産中理事会及評議会ニ於テ基本財産中ニ編入スルコトヲ決議シタル財産亦前項ニ同シ

第七条 基本財産ノ元本ハ之ヲ処分スルコトヲ得ス但シ評議員

四分ノ三以上ノ同意ニ依ル評議会ノ決議ヲ經主務官庁ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八条 本法人ノ經營スル事業ノ經費ハ基本財産ヨリ生スル収入、学生生徒ノ入学金及授業料並雑収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第九条 本法人ノ毎事業年度ノ予算ハ評議会ノ決議ヲ以テ之ヲ

定ム

毎事業年度ノ決算ハ評議会ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十条 本法人ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十

一日ニ終ルモノトス

第十一条 本法人ニ理事三名以上七名以下監事二名以上三名以

下ヲ置ク

第十二条 理事及監事ハ評議員中ヨリ評議会之ヲ選任ス

第十三条 理事ハ本法人ノ財産一切ヲ管理シ理事会ノ決議ニ依

リ法人ノ事務ヲ執行ス

第十四条 本法人ニ理事長ヲ置キ理事会ニ於テ互選ス

理事長ハ本法人ノ事務ヲ統轄シ本法人ヲ代表ス

理事長ハ本法人ノ経営スル大学ノ学長及専門部代表ヲ兼ルモ

ノトス

第十五条 理事及監事ノ任期ハ三年トス但シ補欠ノ為メ選任セ

ラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残期間トス

第十六条 本法人ニ評議会ヲ置キ百名以内ノ評議員ヲ以テ之ヲ

組織ス

第十七条 左ニ掲クル者ヲ以テ評議員トス

一、大正八年五月附寄附行為第十八条ニ定メラレタル者及從

来其ノ補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者

二、評議会ニ於テ選任セラレタル者

三、学部長、子科長及事務部長ノ職ニ在ル者

第十八条 前条二号ニ掲クル評議員ノ選挙ハ評議員三分ノ二以

上ノ同意ヲ要スルモノトス

第十九条 前条ニ掲クル評議員ノ任期ハ三年トス但シ理事又ハ

監事在任者ハ其任期満了ニ至ル迄之ヲ延長ス

第二十条 已ムヲ得サル理由アルトキハ評議会ハ評議員ノ四分

ノ三以上ノ同意ヲ得テ理事、監事又ハ評議員ヲ解任スルコト

ヲ得

第二十一条 理事長ハ評議会ヲ招集シ且其ノ会長ト為ル但シ理

事長事故アルトキハ他ノ理事之ヲ代理ス

第二十二条 評議会ノ通常決議ハ評議員ノ過半数出席シ、出席

評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ会長ノ

決スル所ニ依ル

第二十三条 評議員ハ書面ニ依リ又ハ他ノ評議員ニ委任シテ表

決ヲ為スコトヲ得

第二十四条 本財団法人ノ寄附行為ハ評議員四分ノ三以上ノ同

意ニ依ル評議会ノ決議ヲ經主務官庁ノ認可ヲ得テ之ヲ變更ス

ルコトヲ得

参照

大正八年五月寄附行為第十八条（条文省略）

右評議員補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者（省略）

大正八年五月寄附行為第十八条

第十八条 本財団法人設立ノ際ニ於ケル評議員ハ左ノ如シ

伊藤悌治 石山弥平 馬場愿治 原嘉道 花井卓蔵 男爵穂

積陳重 岡野敬次郎 金井延 中橋徳五郎 植村俊平 卜部

喜太郎 久米良作 増島六一郎 松本丞治 藤田隆三郎 江

木衷 永滝久吉 佐藤正之 三宅碩夫 美濃部達吉 土方寧

元田肇 森本邦治郎 塩谷恒太郎 田中隆三 岸清一 宮岡

恒次郎 太田資時 岡松参太郎 立作太郎 青山衆司 磯谷

幸次郎 池田寅二郎 片山義勝 二上兵治 桑田熊蔵 西川

一男 馬場鏝一 須賀喜三郎 牧野菊之助 鳩山秀夫 富田

勇太郎 穂積重遠 伊藤秀雄 渡辺勘十郎 小松林蔵 荒井

操 柵瀬軍之佐 稲田周之助 井上八重吉 大場茂馬 小倉

敬止 中山佐市 中村啓次郎 指田義雄 佐藤博愛 執行軌

正 石原毛登馬 浜田国松 大田黒英記 田中文蔵 武田明

三浦大五郎 木下謙次郎 若尾璋八 横田千之助 小野瀬不

二人 川久保源治 新井要太郎 高野金重 林頼三郎 河野

秀男 山田三郎 加瀬禧逸 池原鹿之助 飯田延太郎 堀江

専一郎 前田米蔵 坂本弥一郎

右評議員補欠選挙ニ依リ選任セラレタル者

青木信光 天野徳也 有賀光豊 佐竹三吾 高窪喜八郎 二

神駿吉 堀竹雄 前田直之助 村田不二三 吉田久

財団法人中央大学寄附行為改正理由書

一、改正案第一条及第二条ハ現行寄附行為第一条ト其ノ趣旨同

一ナルモ本法人ノ目的ト事業トヲ區別シ之ヲ明確ナラシムル

ニ在リ

一、改正案第三条及第四条ハ現行寄附行為第二条及第三条ニ同

シ

一、改正案第五条第六條及第七條ハ本法人ノ財産ヲ分チテ通常

財産ト基本財産ニ區別シ基本財産ノ範圍ヲ明カニシ以テ本法

人ノ財政的基礎ヲ強固ニセントスルニ在リ

一、改正案第八条ハ現行寄附行為第四条第二項ト同一趣旨ニシ

テ一二文字ヲ修正シタルニ過キス

一、改正案第九条ハ現行寄附行為第十四条ニ同シ

一、改正案第十条ハ新タニ会計年度ノ終始期ヲ定メタルモノナ

リ

一、改正案第十一条ハ理事監事ノ定員ヲ定ムルヲ相当ト認メ現

行寄附行為第六條及第八條ヲ修正シタルモノナリ

一、改正案第十二條ハ現行寄附行為第六條及第八條ノ趣旨ニ同

シ

一、改正案第十三條ハ現行寄附行為第七條ヲ修正シタルモノニ

シテ日常事務ノ簡捷ヲ図リタルモノナリ

一、改正案第十四條ハ現行寄附行為第五條ヲ修正シタルモノニ

シテ学長及専門部代表ハ本法人ノ經營スル学校ノ重要ナル職

ナルヲ以テ理事長ノ兼務トナセルモノナリ

一、改正案第十五條ハ現行寄附行為第九條ニ同シ

一、改正案第十六條ハ現行寄附行為第十條ニ同シ

一、改正案第十七條ハ現行寄附行為第十條ノ二ニ同シ

一、改正案第十八條ハ現行寄附行為第七條ノ三第一項ニ同シ

一、改正案第十九條ハ現行寄附行為第十條ノ三第二項ニ同シ

一、改正案第二十條ハ現行寄附行為第八條ノ一及第十條ノ四ヲ

合併シ且之ニ修正ヲ加ヘタルモノナリ

一、改正案第二十一條ハ現行寄附行為第十一條ヲ修正シタルモ

ノナリ

- 一、改正案第二十二條ハ現行寄附行為第十二條ニ同シ
- 一、改正案第二十三條ハ現行寄附行為第十三條ニ同シ
- 一、改正案第二十四條ハ現行寄附行為附則第十六條ノ字句ヲ修正シタルモノナリ
- 一、現行寄附行為第十五條ハ事務處理ノ繁ヲ省ク為メ之ヲ削除シタリ

財団法人中央大学基本財産(資産) 目録

土地	建物	有価証券
校舎敷地 講堂及教室敷地 図書館敷地 運動場敷地 運動場用地	校舎 講堂 及教室 図書館 雑種建物 計	帝国四分利公債
坪 一、八〇〇.〇〇 一、〇七、八七 三、七、八八 九、九二 五、五九三	坪 七、七、九三五 二、七、九二〇〇 四、八、八六七 一、五、七、七九二 三、二、二、三七 八、八、〇〇〇 八、三、〇〇〇 一、三、〇〇〇 二、九、二〇〇	額面 一八、四〇〇円
神田区駿河台三丁目 " " " " 埼玉県所沢町板橋区石神井町立野町	神田区駿河台三丁目 " " " " 板橋区石神井町立野町 神田駿河台三丁目	文部省供託
三、七、〇〇〇.〇〇 二〇、八、五〇〇.〇〇 八〇、一〇、〇〇〇.〇〇 二九、七、三六、〇〇 四、九、五、〇〇〇.〇〇 九九九、二、九三、〇〇〇.〇〇	四、九、〇、六九一、四、五 三、五、七、七、六三、七三 一、五、八、三、五、一〇 六、九、九、〇、二、七 七、五、〇、〇〇 一、〇、一、〇、一、〇	一七、五、六三、〇〇

帝國五分利公債	英貨四分利公債	仏貨四分利公債	帝國四分利公債	米貨六分半利公債	計
額面 八五〇円	三、五〇〇磅	一、六七〇、〇〇〇法	一、〇〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇弗	八五〇.〇〇
文部省供託	"	"	警視庁供託	三菱銀行保護預	二二、一、五五〇.〇〇
			三菱銀行保護預	日本銀行登録	四〇、一、六四三.二一
			三菱銀行保護預	三菱銀行保護預	一、五〇〇.〇〇
					一〇、九四〇.〇〇
					二六、六三二.五〇
					九三、三三二.七一

評議會決議録抄本

昭和十三年二月二十三日午後五時ヨリ麴町区丸ノ内常盤家ニ於テ中央大学定期評議會ヲ開催左記事項ヲ決議シ午後六時散会ス  
当日出席シタル評議員ハ九十三名中天野徳也外三十六名委任者四十二名ナリ

学長原嘉道司会席ニツキ開会

- 一、寄附行為改正ノ件

- 一、昭和十三年予算案之件(省略)

改正理由(別紙)

美濃部達吉氏ト山田理事トノ間ニ質疑応答アリ、野村嘉六氏ノ賛成意見アリ満場一致異議ナク可決ス

昭和十三年二月二十三日

決議録署名者

森田 實

評議會決議録抄本

昭和十三年五月十五日午後四時三十分ヨリ麴町区日本工業倶楽

部ニ於テ中央大学定期評議會ヲ開催左記事項ヲ決議シ午後六時散会ス

当日出席シタル評議員ハ九十二名中天野徳也外三十九名委任者三十七名ナリ

学長林頼三郎司会席ニツキ開会

一、昭和十二年度決算之件

一、理事監事補充之件(省略)

(前略)夫レカラ一言御参考迄ニ申述ヘテ置キ度イノハ基本財産ノ件テアリマス

本大学ノ基本財産ハ従来ノ登記面テハ五万円トナツテ居リマス今回之ヲ総額二百七十五万八千二百二十八円二十五銭ト致シマシタ

其ノ内訳ヲ申述ヘマスレハ

土地 九十九万九千二百九十参円

建物 百壹万四千五百十二円五十四銭

有価証券 七十四万四千三百二十二円七十壹銭

テアリマス

従来ヨリ度々資産登記ノ変更ヲ希図シタノテアリマシタカ従来ノ寄附行為ノ文言テハ聊カ具合カ悪カツタノテ先般寄附行為改正ヲ御協議願フ事トシマシタノテ茲ニ基本財産ノ数額ヲ決定致シマシテ従来ノ登記ヲ変更致シ度イト考ヘテ居リマス勿論基本財産ノ変更アル毎ニ年々登記ノ変更ヲ致シテ行キ度イト考ヘテ居ル次第テアリマス

基本財産ノ資源ハ左記ノ通り振替ニヨリタルモノテアリマス

従来ノ貸借対照表中

建物補修基金

拾五万二千円

維持資金

拾二万八千二百円

基金寄附金

七千四百六十参円〇八

創立五十週年紀念事業寄附金

二万五千九百九十六円五〇

十二年度剰余金

拾八万円

其他財産従来残金ト称スルモノ

二百二十六万四千四百六十

八円六七

満場一致異議ナク可決ス

昭和十三年五月十五日

決議録署名者

森田 實<sup>㊦</sup>

寄附行為改正認可証明書下附願

(欄外注記4) 別紙財団法人中央大学寄附行為改正御認可候上ハ登記手續上必要有之候間右認可証明書御下附被下度此段及御願候

昭和十三年五月十九日

財団法人中央大学理事

学長 林 頼三郎

文部大臣候爵 木戸幸一殿

(欄外注記1)

「收受寅学第五七九二号」「判決五月二十五日」「施行五月二十五日」

(欄外注記2)

「法人記入済」「完結」

(欄外注記 3)

「東京府収受・昭和十三年五月二十一日・寅学第五七九二号」

(欄外注記 4)

「八月六日文部省へ照会セシ処証明願ニ付テハ文部省ト学校 □

□ □ 必要ナル事ニ話合タリトノ事ナリ (阿部印)」

〔昭和十三年 学務課 教育法人 第一種 冊の九十七 321 B7 6〕